

長野県望月少年自然の家指定管理者募集要項

第1 趣 旨

この指定管理者募集要項は、長野県望月少年自然の家の管理について、公の施設として公的な使命を果たすことを前提にしつつ、利用者サービスの向上と行財政の効率化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び長野県少年自然の家条例（昭和52年長野県条例第21号。以下「条例」という。）第7条の規定により、指定管理者の公募を行うため必要な手続き等を定めたものです。

第2 施設の概要

公募対象施設の概要は次のとおりです。

なお、詳しくは別冊1「長野県望月少年自然の家管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）と「長野県望月少年自然の家資料集」（以下「資料集」という。）を参照してください。

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
長野県望月少年自然の家	長野県佐久市協和3489-67

2 設置目的

団体宿泊研修又は野外活動その他の自然に親しむ活動を通じて、少年の健全育成を図るために、地方自治法第244条及び条例第2条の規定により設置した施設です。

3 施設の規模等

施設名	構 造	延床面積	敷地面積	建設年月
長野県望月少年自然の家	鉄筋コンクリート造 平屋建	m ² 2,339.36	m ² 330,000	昭和52年4月

第3 施設管理に関する基本的事項

指定管理者に行っていただく施設の管理に関する基本的事項は、次のとおりです。

なお、詳しくは仕様書を参照してください。

1 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 少年自然の家の利用の許可に関する業務
- (3) 少年自然の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 少年の健全な育成に資する事業の企画及び実施に関する業務
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日の5年間の予定です。

なお、この指定期間は長野県議会（以下「県議会」という。）の議決が必要なため、県議会の議決後に確定します。

3 利用料金

(1) 利用料金制

少年自然の家では、条例第 14 条の規定に基づき利用料金制を採用し、利用料金は指定管理者の収入となります。

(2) 利用料金の設定

利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で、長野県知事の承認を得て指定管理者が定めます。

なお、利用者の確保、利便性の向上等を考慮し、割引料金等を設定することもできます。

(3) 利用料金の減免

利用料金の減免については条例第 15 条の規定により実施してください。

なお、減免の概要は、仕様書の資料集を参照してください。

(4) 利用料金の見直し

指定期間中に、利用料金の見直しや新たなサービスの付加、料金区分の新設等により、利用料金の改定が必要な場合には、条例改正を行う可能性があります。

4 指定管理者に支払う指定管理料

長野県教育委員会（以下「県」という。）は、毎年度の予算の範囲内で施設の管理に必要な経費を指定管理料として指定管理者に支払います。具体的な金額は、公募時に提案いただく事業計画書（収支計画書）の金額に基づき、指定管理者と県が協議した上で、別途締結する年度協定で定めます。（※）県が指定期間中に支払う各年度の指定管理料の上限額は、下表のとおりです。募集に当たり、事業計画書（収支計画書）における各年度の指定管理料は、下表の指定管理料の上限額を下回る額での提案を求めます。

なお、県は、指定期間中の一定の賃金水準等の変動に応じ、県と指定管理者が協議のうえ指定管理料を見直すものとします。

年度	指定管理料の上限額
令和 9 年度	40,535 千円
令和10年度	40,535 千円
令和11年度	40,535 千円
令和12年度	40,535 千円
令和13年度	40,535 千円

※ 実際に支払われる指定管理料は、指定管理者が応募時に提示した額ではなく、これを上限として、指定管理者と県が協議した上で、毎年度の予算編成において確定します。

（年度によっては指定管理者の提示金額に満たない場合があります。）

5 剰余金の取扱い

指定管理者は、指定期間終了後において、剰余金（指定期間中の総収入額が指定期間中の総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額）が生じ、剰余金が指定期間中の総収入額の 5 % にあたる額を超える場合には、剰余金と指定期間中の総収入額の 5 % にあたる額の差額の 2 分の 1 の額を、県に納付するものとします。

6 ネーミングライツ

本施設の名称は、「長野県望月少年自然の家」ですが、施設の知名度、集客力及びサービスの向上や県の自主財源を確保するため、ネーミングライツ（※）を導入する可能性があります。

ネーミングライツの導入に伴い、指定管理者が行う業務内容等に変更が生じることがあります。その際、指定管理者と県は業務内容等について別途協議を行うこととします。

（※）ネーミングライツ：施設命名権。施設等の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与する権利をいう。

7 管理の基準等

施設の管理の基準は、仕様書を参照してください。

8 関係法令等の遵守

施設の管理に当たっては次の関係法令等を遵守してください。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (4) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (5) 長野県少年自然の家条例（昭和 52 年長野県条例第 21 号）
- (6) 長野県少年自然の家規則（昭和 52 年長野県教育委員会規則第 4 号）
- (7) 長野県情報公開条例（平成 12 年長野県条例第 37 号）
- (8) その他、少年自然の家の指定管理者として業務の遂行に必要な法令等

9 個人情報の保護

少年自然の家を管理するに当たっての個人情報の取扱いについては、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 38 号）のほか、仕様書を遵守してください。

第 4 申請手続

1 応募資格

指定管理者に応募できる者は、次の全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）です。なお、法人等は、株式会社、NPO 法人、その他任意団体等組織の形態を問いませんが、個人での応募はできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に該当しない者であること。
- (2) 長野県会計局長又は長野県建設部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (4) 県税その他の租税の滞納がない法人等であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった法人等でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 拘禁刑（禁錮刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 グループによる申請

サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、法人等がグループを構成して応募することが可能です。この場合は、次の事項に留意してください。

- (1) グループ名を設定の上、代表となる法人等を選定してください。
- (2) グループの構成員は、別のグループの構成員となったり、又は単独で申請することはありません。

3 提出書類

申請に当たっては、次の書類を9部（正本1部、副本8部[副本は写しで可]）提出してください。

様式は、別冊2「指定管理者申請様式」を参照してください。

申請書類	様式	留意事項
1 指定管理者指定申請書	様式第1号	
2 (グループ申請の場合) グループ構成員表	様式第1-2号	規約等を添付
3 事業計画書	様式第2号	
4 収支計画書	様式第3号	
5 職員配置計画書	様式第4号	
6 類似業務実績一覧	様式第5号	
7 団体概要書	様式第6号	グループ申請の場合は、各書類とも全構成団体分を添付
8 再委託予定調書	様式第7号	
9 誓約書	様式第8号	
10 添付書類		以下、グループ申請の場合は、各書類とも全構成団体分を添付
①定款又は寄付行為		法人でない場合は、定款に代わる規約などを添付
②法人登記簿謄本又は登記事項証明書		法人でない場合は、代表者の住民票の写しを添付
③事業報告書、貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）（申請の日の属する前3年分）		法人でない場合、収支決算書（過去3年間）
④申請日の属する年度及び翌年度の事業計画書及び収支予算書		
⑤納税証明書		法人税、消費税及び地方消費税、長野県税
⑥役員の名簿及び履歴書		

*新設団体等事業報告書のない団体にあつては、総会等の議事録及び設立後申請までの間の活動内容を記載した書類を添付してください。

4 事業計画書の記載内容

事業計画書は、仕様書を参考にして、次の項目について記載してください。

- (1) 少年自然の家運営のための基本方針
- (2) 少年自然の家の施設設備の管理の考え方とその方法
- (3) 住民の平等な利用確保など、利用許可に関する考え方とその方法
- (4) 少年自然の家の設置目的を達成するための事業計画
- (5) 事業に係る広報の考え方とその方法
- (6) 関係団体との協調・連携の考え方とその方法
- (7) 利用者のサービスを向上させるための方策
 - ア 利用料金の設定
 - イ 利用者の増加を図るための具体的手法
 - ウ サービスの向上を図るための具体的手法
- (8) 収支計画と経費節減のポイント
- (9) 実施体制
- (10) 危機管理対策、個人情報管理対策、環境保全対策など
- (11) その他の提案
- (12) 法人の財務状況
- (13) 業務実績

5 指定管理者選定等のスケジュール

内 容	期 日
質問の受付	令和8年9月17日（木）～ 9月25日（金）
申請書類の受付	令和8年9月17日（木）～ 10月1日（木）正午
予備審査（応募者多数の場合）	実施する場合は令和8年10月上旬（予定）
指定管理者選定会議	令和8年10月13日（火）
選定結果通知	令和8年11月上旬（予定）
長野県議会の議決	令和8年12月（予定）
基本協定締結	令和9年3月（予定）
指定管理者による管理開始	令和9年4月1日（木）

6 資料の閲覧

(1) 閲覧資料

長野県望月少年自然の家の建物図面

(2) 閲覧場所

長野県望月少年自然の家

(3) 申込方法

図面閲覧申込書（別冊2「指定管理者申請様式」様式第11号）に記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、最終ページの「第7 連絡先及び申請書提出先」に申し込んでください。

(4) 閲覧期間

令和8年9月17日（木）から9月25日（金）まで（休所日（月曜日）は除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除く。）

7 質問事項の受付及び回答

(1) 質問受付期間

令和8年9月17日（木）から9月25日（金）まで

(2) 質問の受付方法

質問票（別冊2「指定管理者申請様式」様式第9号）に記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、最終ページの「第7 連絡先及び申請書提出先」に送付してください。

(3) 回答方法

回答は、電子メール及びFAXで質問者に直接回答するとともに、令和8年9月30日（水）までに県教育委員会生涯学習課のホームページにおいて公表します。
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/bunsho/bunka/kanren/shitekanri.html>)

8 申請書等の受付

(1) 受付期間

令和8年9月17日（木）から10月1日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除く。10月1日（木）は正午まで）

(2) 提出方法

最終ページの「第7 連絡先及び申請書提出先」まで持参するか又は書留郵便により郵送してください。（郵送の場合は、事前に郵送する旨を電話等により連絡してください。）
なお、10月1日（木）正午必着とします。

*電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

(3) 提出部数

9部（正本1部、副本8部[副本は写しで可]）

(4) その他

申請書等の電子ファイルは、下記ホームページからダウンロードできます。
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/bunsho/bunka/kanren/shitekanri.html>)

9 留意事項

(1) 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、当該申請は無効又は失格となることがあります。

- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ウ 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- オ 収支計画書（様式第3号）に記載した指定管理料が、県が示した上限額を超えているもの。
- カ 本県職員及び本件関係者に対して、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき。

(2) 重複申請の禁止

当該施設については、申請1団体（グループ）につき1申請とします。

(3) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。（軽易なものを除く。）

(4) 申請書類の取扱い

- ア 申請書類は、返却しません。
- イ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等に必要の場合には、事業計画書等の内容が無償で使用できるものとします。

(5) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

(6) 費用負担

申請に要する経費等は、全て申請者の負担とします。

(7) 情報公開

申請書類は、情報公開の請求に基づき開示することがあります。

第5 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

指定管理者の候補者は、「長野県少年自然の家指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）の各構成員が独立して応募者の事業計画を採点し、総合点数が最上位である者を候補者として、県が選定します。なお、同点で最上位である者が複数の場合は、次表の評価項目7「サービス向上策」の点数が高い者を上位とします。評価項目7も同点の場合は、評価項目1「施設の運営方針、管理の内容」の点数が高い者を上位とします。

選定基準に基づき、提出された申請書類の確認、ヒアリング及びプレゼンテーションにより行い、必要に応じて有識者から意見聴取します。

なお、最低基準点（60点）を満たす者がいない場合は、再度候補者の募集等を行います。

応募者が多数あった場合は、選定会議による採点の前に予備審査を行い、選定会議の採点対象とする者を予め絞る場合があります。

予備審査のヒアリング（予備審査は、申請者が多数ありヒアリングの実施が困難な場合は書類審査のみで行います。）を実施する場合の日程及び審査結果は、別途書面で通知します。

2 選定基準

指定管理者の候補者を選定する際の選定基準は次のとおりです。

No	評価体系	評価項目	審査書類	内容	配点
1	運営に関する基本的事項	施設の運営方針、管理の内容	・事業計画書 ・収支計画書 ・職員配置計画書 ・再委託予定調書	・運営方針は施設の設置目的や県の意図したものに合致しているか ・平等な利用が図られる計画となっているか ・適正かつ確実に施設の維持管理を行う内容となっているか ・施設の機能を十分発揮した管理運営を行うことができる職員体制となっているか ・職員の専門的知識、技能を向上させる研修体制は講じられているか ・効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか ・個人情報保護の対策は万全か。	20
2		法人等の能力	・貸借対照表、損益計算書等	・財政基盤（財務状況）は安定しているか ・組織体制（責任の所在）は明確か ・必要な資格要件を満たしているか。	10
3		地域要件	・登記簿謄本 ・団体概要書	・県内に本・支店・営業所等の事業所の有無	3
4		施設の運営実績	・当該施設又は類似施設の運営実績	・当該施設又は類似施設の管理運営（管理運営状況評価により機械的に算定）	10
5		収支計画の内容	・事業計画書 ・収支計画書	・収入・支出の積算が妥当であり、事業計画との整合性が図られ、実現可能性を有しているか ・人件費の積算根拠の考え方や水準は適切か	10
6		指定管理料	・事業計画書	・仕様書に明示した上限価格に対して、どれだけ下回っているか ・$\text{評点} = \text{配点} \times \text{最低価格} \div \text{応募価格}$ ※最低価格：有効な応募価格のうち最低の応募価格	10
7	創意工夫等の評価	サービス向上策	・事業計画書	・少年の健全な育成に資する事業（指定事業・受入指導事業）の企画及び実施に関する計画が優れているか。 ・利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか ・施設の利用促進に向け具体的な方策を有しているか ・自主事業の内容が、施設の設置目的と合致しており、かつ、利用者にとって参加しやすいものとなっているか	15
8		地域との連携や地域貢献度の内容	・事業計画書 ・再委託予定調書	・地域住民及び関係機関・団体等との連携が図られ、地域の活性化につながる内容となっているか ・地域における雇用の確保 ・地元企業活用、県産品の利用	12
9		社会貢献度の内容	・事業計画書	・災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか ・環境に配慮した業務運営となっているか ・障がい者等の雇用の促進 ・男女共同参画社会の形成に資する取組・その他社会貢献活動	10
計					100

3 選定結果の公表

選定会議における採点結果、指定管理者の候補者の選定結果等については、「指定管理者

制度に関するガイドライン」に基づき、県教育委員会生涯学習課のホームページで公表します。

なお、公表する内容は、応募者の名称、応募者ごとの採点結果（評価点数を含む。）、指定管理者の候補者の名称及び選定理由等とします。

第6 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、県議会の議決を経て指定管理者となります。

2 協定の締結

指定管理者が行う業務の範囲、リスク分担、利用料金、県が支払う指定管理料、事業報告書、備品等の管理、個人情報の保護、損害賠償、その他少年自然の家の管理のために必要な事項について、県と指定管理者との間で協定を締結します。

なお、締結される協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」とになります。

基本協定（案）が県教育委員会生涯学習課のホームページにありますので参照してください。

（ <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/bunsho/bunka/kanren/shitekanri.html> ）

3 その他

(1) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、県は指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

なお、県議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合において、長野県望月少年自然の家に係る管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

ア 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

第7 連絡先及び申請書提出先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県教育委員会事務局生涯学習課
担 当 永井
電 話 026-235-7439（直通）
FAX 026-235-7493
メール shogai@pref.nagano.lg.jp